

遇、更に進んでは沿岸貿易の相互開放をも主張し、右不可能なる場合に於ては少くとも上記各事項に對しては最惠國待遇を確保するに努めるに至つた。是等の主張は所謂通商自由主義の世界的擴大であつて大正十年九月原（敬）總理が恒久平和の先決考案として「世界の開放、經濟障壁の撤廢」を提唱したのも同一の趣旨を示すものであつた。實に此の第一次歐洲大戰後に於て本邦が通商自由を主張せる時代に於て本邦關稅平均率は世界各國中最も低く、又世界に於て輸出入制限禁止の存しない國は本邦と米國とあるのみであつた。是等本邦の主張せる通商自由主義は戰後に於ける本邦と各國との通商條約改正若は國際聯盟主宰其の他の一般國際會議に於て之が實現に努力することとなつた。

第八節 結 言

最後に要言すれば、本邦條約改正交渉は、明治三十二年の所謂陸奧條約改正により、明治開國以來の國是たりし相互對等の原則の下に、泰西列國との通商條約關係を設定することに略々成功した。明治四十四年の小村條約改正に於ては陸奧條約改正に於て完全しなかつた稅權の回復を達成した。大正七年以後の内田戰後條約改正に於ては、小村條約改正に於て爲し得なかつた實質的相互對等原則の實現に邁進した。戰後條約改正に於ては更に進んで世界の各方面に對して日本の國民・貨物・船舶の保護發展を策する爲め、條約改正交渉上相互對等原則を維持する外、同時に通商自由主義の下に眞の意味に於ける機會均等・門戶開放の原則の實現を目指し、世界に於ける資源の開放を主張するに至つたのである。

幕末明治外交年表